

大阪府立大学無期雇用教職員の給与に関する規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 85

最近改正 令和 3. 8. 31 規程 233

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪府立大学無期雇用教職員等就業規則(以下「無期雇用教職員等就業規則」という。)第 2 条に規定する無期雇用教職員(以下「無期雇用教職員」という。)の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(加給)

第 2 条 無期雇用教職員の給料は、その者の勤務成績を考慮して、別表第 1 のとおり加給することができる。

2 加給は、毎年 4 月 1 日に、同日前 1 年間におけるその者の無期雇用教職員としての勤務成績に応じて別表第 2 に定める基準に従い行うものとする。

3 生命環境科学域附属獣医臨床センターにおいて雇用する獣医師及び動物看護師(大阪府立大学非常勤教職員等就業規則(以下「非常勤就業規則」という。)別表第 2 「イ獣医臨床センターに所属する者」に区分される者)については、前 2 項による加給は行わず、月額単価の格付けを行うものとする。

(期末手当)

第 3 条 無期雇用教職員の期末手当は、大阪府立大学非常勤教職員等の期末手当に関する規程に定めるところにより、支給する。

(再雇用者の給与)

第 4 条 無期雇用教職員等就業規則第 4 条による再雇用者の給与については、再雇用される直前に支給された給料月額とし、第 2 条の規定は適用しない。

(準用)

第 5 条 無期雇用教職員の給与に関する事項については、この規程及び大阪府立大学非常勤教職員等の期末手当に関する規程に定めるもののほか、非常勤就業規則の適用を受ける者の例による。

2 無期雇用教職員等就業規則第 4 条により再雇用された職員の給与に関する事項については、この規程及び大阪府立大学非常勤教職員等の期末手当に関する規程に定めるもののほか、非常勤就業規則を準用する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

(加給及び賞与の取扱い)

- 2 平成 31 年 3 月 31 日に合併前の公立大学法人大阪府立大学無期雇用教職員等就業規則に基づき合併前の公立大学法人大阪府立大学に在職し、合併により公立大学法人大阪に身分を承継された無期雇用教職員の平成 31 年 4 月 1 日の加給及び令和元年 6 月に支給する賞与に係る第 2 条及び第 3 条の規定の適用については、同条中「無期雇用教職員としての勤務成績」を「合併前の公立大学法人大阪府立大学無期雇用教職員等就業規則第 2 条に規定する無期雇用教職員としての勤務成績」と読み替えるものとする。

附 則 (令和 3. 5. 31 規程 122)

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3. 8. 31 規程 233)

この規程は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

非常勤就業規則別表第 2 アに該当する者

区分	名称		加給する額
2	フルタイム契約職員	非常勤就業規則第 3 条第 4 項に該当する場合	2,000 円

別表第 2 (第 2 条、第 3 条関係)

評価結果	加給
A 評価	実施する
B 評価	実施する
C 評価	実施する
D、E 評価	実施しない

備考

給料の加給は、上位の月額（上位の単価がない場合は現に受けている月額）と同額以上としない範囲で行う。